

法律第八十五号（平三〇・一一・三〇）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区 分	報 酉 月 額
最高裁判所長官	二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事	一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	一、三〇二、〇〇〇円
判事	一号 一、一七五、〇〇〇円 二 号 一、〇三五、〇〇〇円 三 号 九六五、〇〇〇円 四 号 八一八、〇〇〇円 五 号 七〇六、〇〇〇円 六 号 六三四、〇〇〇円 七 号 五七四、〇〇〇円 八 号 五一六、〇〇〇円
判事補	一号 四二一、五〇〇円 二 号 三八七、八〇〇円 三 号 三六四、九〇〇円 四 号 三四一、六〇〇円 五 号 三一九、八〇〇円 六 号 三〇四、七〇〇円 七 号 二八七、五〇〇円 八 号 二七七、三〇〇円 九 号 二五五、一〇〇円 十 号 二四六、二〇〇円 十一号 二三九、四〇〇円 十二号 二三三、四〇〇円
簡易裁判所判事	一号 八一八、〇〇〇円 二 号 七〇六、〇〇〇円 三 号 六三四、〇〇〇円 四 号 五七四、〇〇〇円 五 号 四三八、九〇〇円 六 号 四二一、五〇〇円 七 号 三八七、八〇〇円 八 号 三六四、九〇〇円 九 号 三四一、六〇〇円 十 号 三一九、八〇〇円 十一号 三〇四、七〇〇円 十二号 二八七、五〇〇円 十三号 二七七、三〇〇円

	十四号	二五五、一〇〇円
	十五号	二四六、二〇〇円
	十六号	二三九、四〇〇円
	十七号	二三三、四〇〇円

附 則

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

(法務・内閣総理大臣臨時代理署名)